

上巻は、『アジア・アフリカ研究』389号（2008年7月）、16-30ページ、
中巻は、同上、390号（2008年10月）、2-13、64ページ、
下巻は、同上、392号（2009年4月）、55-84ページ、に所収。

Redress for the Holocaust (Shoa) and Nakba as a Key to solve the Palestine
Problem (1)

Tadashi OKANOCHI

Abstract

Palestine problem has been approached from the nationalist point of view. According to this view, the problem should be solved by the establishment of two nation-states. The Oslo agreement seemed to assure the two nation-states solution, but it failed by the growing violence between and within both nations. Nation as a type of community lost its power to integrate people into a peaceful entity. From the case of Maori indigenous people in Aotearoa New Zealand, the neo-tribe instead of nation can be found as a new type of community which enables to develop the peaceful process of redress for past wrongs (i. e., colonization, etc.). From this neo-tribalist point of view, redress for the Holocaust is not sufficient, as the redress for Nakba is not sufficient, comparing with the case for Maori neo-tribes. Therefore, if both the Holocaust and the Nakba cases will be treated like the Maori case as a set of past colonization process, the peaceful solution might be possible also in Palestine. Such neo-tribalist approach may be possible by the globalization process. Jewish and Arab neo-tribes could co-exist peacefully not only in Palestine but also in any other part of the world, along with continuing talking-process of redress for past wrongs in the network of public spheres.

パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコースト（ショア）とナクバに関する正
義回復（リドレス）（上）

岡野内 正

目次

1 問題提起

- 2 ホロコーストに関する正義回復の課題
 - 2-1 過去の克服（以上本号）
 - 2-2 ホロコースト訴訟とフィンケルスタイン論争（以下次号）
 - 2-3 ディアスポラとイスラエル：新しいユダヤ諸部族の展望
- 3 ナクバに関する正義回復の課題
- 4 展望

1 問題提起

< 「パレスチナ人にショアを…」 >

2008年2月29日、武力衝突の激化の中でイスラエル政府高官が行った「パレスチナ人はショアを覚悟すべき」という発言を、筆者は、イスラエル訪問中に新聞で読み、戦慄した。（1）いま筆者は、いかにも中立のマスメディア風に「武力衝突の激化」と書いたが、包囲されたガザ地区からときたまハマース軍事部門指導者が開発した手製ロケット弾を飛ばすパレスチナ側に対して、イスラエル軍は、ジェット戦闘機を飛ばし、コンピューター誘導の高性能ミサイルを撃ち込んでいた。戦力の差異は圧倒的であり、ショア＝ホロコースト＝民族抹殺を実際に実行できる軍事力は、イスラエル正規軍にはあるが、パレスチナ側にはない。

現在のイスラエル国民を束ねる統合のアイデンティティは、ホロコーストの記憶だと言われる。（2）70万人を超える難民を発生させ、シオニスト武装組織による村ぐるみの虐殺事件を伴った1948年のイスラエル独立戦争は、パレスチナのアラブ系住民の間では、英語のホロコースト（the Holocaust）、ヘブライ語のショア（Ha-Sho'ah）とほぼ同義の「大災厄」という意味のアラビア語でナクバ（An-Nakbah）と呼ばれてきた。（3）それ以来、イスラエル政府とその国防軍は、度重なる戦争の際に、数々のアラブ系住民迫害や虐殺事件を引き起こしてきた。それにもかかわらず、二度とホロコーストを繰り返さないために国民を守るという大義名分は、イスラエル政府の建前であり続けてきた。それが、いまや、ホロコーストを繰り返さないために、ホロコーストを実行する、というものになりつつある。被害者が転じて加害者となるという歴史的な逆説が、極限の自己表現の形をとりつつあるとっていいかもしれない。（4）

イスラエル政府高官や、おそらくはイスラエル国民の多数が陥っているこの袋小路は、イスラエルの研究者たちにも自覚されるようになってきた。イラン・パペの「民族浄化」論（Pappé 2006）や、オレン・イフタヘルの「エスノクラシー」論（Yiftachel 2006）、シェンハヴの「方法論的シオニズム」批判（Shenhav

2006) など、現世でのユダヤ国家建設を国是とするシオニズムに立脚したイスラエル政府の支配体制がはらむ根本的問題に学問的に肉薄する議論が展開されつつある。(5)

＜ホロコーストとナクバに関わる正義回復＞

筆者は、これらの理論潮流にも多くを学びつつ、イスラエルが陥った袋小路を脱出させてパレスチナ問題を解決に向かわせるために、そしてもちろん二度とホロコーストの犠牲者を出さないために、これまでパレスチナ問題との関連では、あまり議論されてこなかった課題を提起したい。すなわち、国際社会が、ホロコーストとナクバとに関わる正義回復をセットで取り組むという課題が、それである。(6)

ここで正義回復とは、最近アメリカで用いられるようになったリドレス (Redress) の訳語として用いている。すなわち、歴史的正義の回復のために必要な一連の行為として、政府(立法、司法、行政の機能を持つ統治機関)が被害者と加害者(ほかならぬその政府であったり、他国政府であったりする場合が多い)との間に立って進めるべき一連の措置、すなわち、公聴会 (Public Hearing) などを通じての徹底的な真相解明、被害者への謝罪 (Apology)、加害者への処罰 (Punishment)、被害者の物的損害に対する賠償 (Reparation)、肉体的・精神的損害に対する補償 (Compensation)、奪取された財産や諸権利の返還 (Restitution)、そして被害者と加害者との和解 (Reconciliation) である。(7)

これまでのパレスチナ問題の歴史と研究史を振り返ってみよう。パレスチナ問題の発生とヨーロッパでのホロコーストとの関係は、1947年の国連総会でのパレスチナ分割決議からイスラエル建国にいたる時期の当事者たちの間では、強く意識され、多くの研究のテーマとなってきた。(8)だが、その後のパレスチナ問題に関する議論の中で、ヨーロッパのユダヤ人とパレスチナのアラブ人という二つの「民族」への迫害・虐殺に関する正義回復、すなわちホロコーストとナクバをセットにして、まとめて正義回復を追及しようという課題が提起されたことは、管見の限りない。(9)

とはいえ、若干の変化の兆しはある。後述のように、20世紀末になって、ホロコースト被害者への財産返還問題が新たな盛り上がりを見せた。それに呼応して、著名なユダヤ人とアラブ人の研究者たちを中心に、ナクバ被害者であるパレスチナ難民の帰還権と財産の返還を求める組織である CPRR が結成され、国際的な署名運動が起こった。(10)歴史的正義の回復という視点からホロコースト関連訴訟をとらえるアメリカの法学研究者は、この運動に注目し、アメリカのホロコースト関連訴訟に学んだイスラエルとパレスチナの当事者が、それ

をナクバに関する正義回復に応用して、パレスチナに平和がもたらされる可能性を示唆している (Bazyler2003 : 333-334)。

だが、ホロコースト関連訴訟をも含め、ホロコーストに関する正義回復の問題点をつきつめていくことによって、ホロコーストとナクバを含めて、パレスチナ分割決議を行った国連に対して、歴史的正义回復のための行動を求めるといふ論点は出されなかった。また、CPRR も、そのような論点を具体化する運動として、大きく発展することはなかった。なぜだろうか？

<方法論的ナショナリズムの呪縛>

最大の理由は、これまでのパレスチナ問題に関する議論、さらにはホロコーストをめぐる議論が、暗黙のうちに依拠してきた「方法論的ナショナリズム」にあると思われる。(11) すなわち、人々を束ねる絆として、民族 (Nation) という共同体=コミュニティが形成され、その民族が自決権を行使して国民国家 (Nation-state) を形成することが現実世界 (現世) での正義の実現の前提となるという考え方である。近年、この考え方は、とりわけ地球環境問題やグローバルな人権保障との関連で提起されてきた「コスモポリタニズム」との関連で批判的に議論されるようになったが、いまだに支配的な考え方であり続けている。(12)

ヨーロッパのユダヤ人もパレスチナのアラブ人も、ホロコーストとナクバまでは、その民族としての自己意識 (アイデンティティ) は必ずしも自明なものではなく、それぞれの地域コミュニティでの血縁や地縁に基づく、いわば部族的な集団としての意識、それをより広域でつなぐ宗派的なアイデンティティのほうが強烈な場合が多かった。(13) それにもかかわらず、一方でイスラエル国家が成立し、他方で、ほぼ半世紀遅れてパレスチナ自治政府が成立することによって、ユダヤとパレスチナ・アラブという二つの民族の形成が完成したかのように見られることになった。このような土台のもとで、方法論的ナショナリズムの射程内での「普通の国」としての問題解決が、無理なく展望しうるかのように考えられたのである。

だが、その後の事態は、それぞれの側での原理主義的な宗教的過激派の台頭のもとで、紛糾している。イスラエルのユダヤ人どうしで、パレスチナ自治区のアラブ人どうしで死者を出すほどになった「民族内」対立の激化は、もはや、ユダヤ・ナショナリズムあるいはアラブ・ナショナリズムによる「国民=民族」統合の力が、事実上、失われてしまったことを示しているのではないだろうか。ホロコーストを防ぐためにホロコーストを、という現在のイスラエル国家が陥っている袋小路は、方法論的ナショナリズムに依拠する国民国家による秩序維

持という構想がはらむ問題点をもっとも劇的に、グロテスクな形で示すものにほかならない。(14)

<方法論的新部族主義>

筆者は、先住民の権利運動の研究から、方法論的ナショナリズム、さらにはその機械的な対立概念としての方法論的コスモポリタニズムを超える視点として、新部族主義の視点を提案した。(15) すなわち、国民国家の形成にほぼ普遍的に伴う先住民に対する歴史的な不正義と暴力を問題にし、正義回復に取り組むには、民族ではなく、民族以前の紐帯である部族の視点が有効かつ不可欠であろうというのである。なぜなら、民族というものは、その形成の際に、多かれ少なかれ暴力的に、それ以前に存在した諸部族を統合した歴史を持つ。それゆえに、民族の立場では、その生みの親である部族間の暴力を徹底的に批判する立場には立ちきれないと考えざるをえないからだ。

ニュージーランドでは、ニュージーランド国民として統合されてしまう以前の先住民のマオリ諸部族が、1980年代半ば以降、正義回復を求める先住民運動の中で、部族として次々に新しく復活した。そして、部族単位で、一世紀以上前の歴史的な権利侵害の実態を解明し、権利回復と補償がされるという体制が作られていった。その場合の部族とは、小集落をいくつか合わせた事実上の地域共同体といってよい。それは、かつては奴隷制すら内包する不平等なものであったが、新しく再建された部族では、いわば個人主義的にその不平等をそのまま集団内に復活させるのではなく、あくまで部族集団の集団的な権利に対する侵害に対して、集団として権利回復をはかり、集団内では平等原理が基本とされるというアプローチがとられている。したがって、新しい部族としての団結を容易にするために、自分の家系に関する記憶に基づいて参加してきた全成員による、民主主義的な組織運営の原理が採用されている。しかも、マオリ諸部族は基本的にいわゆる双系的な親族を形成していたため、父系と母系とをそれぞれさかのぼっていくことによって、個々人から見れば、複数の部族への帰属が可能であった。マオリの新しい部族は、このように、相続に関する権利主体としては集団主義的でありながら、帰属の点では、自由な複数帰属を許すものであった(16)

ここでは、このような集団的な権利主体としての新しい部族の視点に立ちながら、パレスチナ問題を解決するための鍵として、ホロコーストとナクバに対する正義回復の課題を提起してみたい。このような議論が、ホロコーストすなわちジェノサイドの再発を防ぐための何かの役に立てば幸いである。(17)

以下、第2章で、ホロコーストに関するこれまでの正義回復の試みの問題点を、第3章では、ナクバに関するこれまでの正義回復の試みの問題点を指摘し、最後の第4章で、筆者の提案に関わる実践的・理論的課題を展望しておきたい。

2 ホロコースト（ショア）に関する正義回復（リドレス）の課題

2-1. 過去の克服

<いまだ不十分な真相の解明>

ドイツでは、ナチス時代のあらゆる不正義に関する正義回復の課題は、「過去の克服（Vergangenheitsbewältigung）」と呼ばれており、相当の議論と研究の蓄積がある。(18) しかも、この問題は、ヨーロッパ諸国に住んでいたユダヤ系の人々と、ドイツ政府との関係というだけにとどまらない。さらに、ナチスの占領下で、多かれ少なかれ、ホロコーストの協力者あるいは傍観者となった旧ソ連や東欧諸国、オーストリアやスイス、さらにはオランダ、フランスやイタリアといった諸国と、ユダヤ系の人々との関係の問題にもなってくる。(19) ここでは、先行研究に依拠しつつ、パレスチナ問題とかかわってくるかぎり、本稿執筆時点での問題点を指摘しておきたい。

第一に、真相の解明について。それは、あらゆる不正義の記憶と人々（被害者、加害者、傍観者さらにその子孫）が向かい合うという点で、不十分なままにとどまっている。なるほど、ドイツの敗戦直後以来、連合軍が押収した膨大な証拠資料と、膨大な数の生存者の証人による証言を動員した調査が、何度か行われた。すなわち、連合軍占領下のニュルンベルク裁判に始まり、イスラエルが拉致した容疑者に対するアイヒマン裁判を経て、ドイツでのフランクフルト・アウシュビッツ裁判にいたるナチ幹部に対する訴追に必要な限りでの真相解明のための調査、そして、ドイツ統一後の強制労働などに関するホロコースト補償訴訟のための調査などがそれである。だが、それらは、いずれも、裁判のために必要な限りでの限定的な調査（最後のものをのぞけば、それらはむしろ調査というよりは、捜査）であった。それらは、たとえばアパルトヘイト後の南アフリカで行われてきたように、いまだ生々しい人権侵害の真実そのものを、じっくりと時間をかけて、公共の場で、全面的に明らかにしようとするものではなかった。またニュージーランドのワイタンギ審判所の調査や聴聞のように、すでに一世紀以上前に起こった暴力と土地接収の記憶（それはすでに亡くなった父母や親族の語りの記憶であることのほうが多い）が公共の場で、先

住民のことばで語られ、歴史家が文書資料の側面からそれを補完する、といったものにもならなかった。(20)

加害国側のナショナリストによる、いわゆるホロコースト否定論のつけこむすきは、公共圏におけるこのような意味での真相解明の不十分さにあると言える。これは、かつての大日本帝国が加害者となった南京大虐殺や、従軍慰安婦＝性的奴隷制に関しても同様である。(21)

<報復に近い処罰>

第二に、処罰について。これも、犯罪を防止するための制裁（サンクション）という機能を果たしているかという観点から見れば、不十分である。すなわち、ドイツを占領した連合軍による「非ナチ化」の作業は、真相解明が不十分なままで行われたために、むしろ反発を呼ぶ結果となった。そこで導入されたニュルンベルク裁判は、「人道に対する罪」といった概念を導入し、不遡及の原則を超える画期的なものであったが、ドイツ側の罪のみに限定された点で、やはり勝者による裁きという性格をもつものとなった。さらにそのような高邁な法の創造を行いながら、いかにも中世的な報復の観念を引きずる死刑を適用したことの是非も問題にせざるを得ない。(22) このような処罰のありかたに対する反発から、占領終結後は、次々と、恩赦や時効成立が適用されていくという経過をたどった。ドイツ法に基づく形で進められたフランクフルト・アウシュビッツ裁判は、ドイツ側によって進められた処罰という点で、画期的なものであったが、ホロコーストの全容から見れば、いまだ限定的なものにとどまっていた。

戦後のドイツによるこのような処罰の不十分さが、1961年にイスラエル政府がナチ容疑者アイヒマンをアルゼンチンから拉致するという国際法上の明らかな違法行為が国際的に支持され、ついには死刑が判決され、執行されるという事態の原因となったと言えよう。ニュルンベルク裁判が連合軍による報復であるとすれば、アイヒマン裁判は、ユダヤ人による報復というという様相を呈してしまったのである。(23)

<部分的な賠償・補償>

第三に、賠償や補償も、すべての被害、被害者を対象とするという点で、不十分なものであった。1953年の連邦補償法は、ナチス政権時代にドイツ国内にいたユダヤ人迫害政策の個々人の被害に対して、補償するものであり、軍人・軍属以外にこのような給付を認めない日本政府の戦後補償に比べれば、被害者の扱いとしては、格段に優れたものであった。だが、そこでは、ドイツが侵略していった占領地域で行われた迫害政策の被害者は、排除されていた。この点

は、後に旧ソ連や東欧諸国との間で問題にされることになった。また、すべての被害者に対する一律の給付であり、個々の被害の程度に関する真相解明に応じた賠償という性格をもつものではなかったため、後に、後述するホロコースト補償・財産返還問題の訴訟という形で、被害者およびその子孫の不満が爆発することになった。(24)

このような個人に対する補償と並んで、国民国家間の戦争法で国家に対して支払われる賠償金が、世界のユダヤ人の代表を標榜する組織とイスラエル政府に対して支払われた。いわゆるルクセンブルク協定とその後の交渉での支払いがそれである。(25) はたしてこれらの組織がユダヤ人被害者とその親族を正当に代表しうるものかどうか。この点のあいまいさが、ユダヤ人内部での批判を生み、後述する Finkelstein 2003 に始まる論争を生み出すことになった。(26)

<達成されない和解>

第四に、以上の点から、ドイツの「過去の克服」は、和解の実現という点で不十分であり、ユダヤ系住民が安心して居住できるような社会環境の創出、すなわち、いわゆる反ユダヤ主義の克服には至っていない。戦後ドイツのユダヤ人コミュニティは、ホロコーストを生き残った、戦前からドイツに住んでいた人々を基礎として、それに東欧諸国出身のユダヤ人を吸収することによって、ずっと小さな規模ではあるが、かろうじて再建された。(27) 多くのドイツ系ユダヤ人は、アメリカあるいはイスラエルに移住してしまった。ドイツのユダヤ人コミュニティは、戦後の一時期、世界のユダヤ人代表機関やイスラエル政府から、ドイツにとどまり続けることを非難された。それは、ドイツ政府の不十分な「過去の克服」への不満から来るものであった。ドイツにとどまり続けることじたいが、ドイツ政府への妥協と受け止められたのである。

その後、補償や賠償の進展とともに、ドイツのユダヤ人コミュニティは、世界のユダヤ人諸組織やイスラエル政府との関係を改善したが、同時に、「新しい反ユダヤ主義」に直面することになった。すなわち、パレスチナ・アラブ人に対するイスラエルの政策への反発が、ドイツのユダヤ人コミュニティに向けられるようになったのである。あるいはまた、そのような反ユダヤ主義への反発から、たとえば、ハーバーマスの場合に典型的に見られるように、ドイツの著名な知識人が、パレスチナ問題について沈黙してしまうという現象が起こった。いずれも、和解の不十分さから、忌憚のない批判ができる関係となっていないことを示すものと言わざるをえない。

<「過去の克服」が不十分な理由>

なぜ、ドイツにおける過去の克服はこのように不十分なままなのであろうか。先行研究に依拠しつつ、政治、法、経済、文化の観点からまとめれば、次のようになる。

第一に、政治的な要因として、戦後の冷戦を指摘しなければならない。ドイツの分断、そして、ソ連や東欧諸国から追放され、その過程で200万人が死亡したとされる1200万人のドイツ追放民問題は、冷戦による東西対決の軍事戦略的な考慮と複雑に絡まり合っ、「過去の克服」と取り組むべき戦後の東西ドイツにおける政治は捻じ曲げられてしまった。冷戦後のドイツ統一によって、「過去の克服」をバネに、追放民問題および東方国境問題が、大きく進展するという関係が現れた。(佐藤2008、参照)。

第二に、法的な要因として、国際法の未成熟と、ドイツ法の官僚的な法実証主義を指摘すべきであろう。アダム・スミスの『諸国民の富』をもじって、『諸国民の罪』(Barkan 2000)が問題とされるようになったのは、ようやく21世紀にはいつてからのことであり、国際刑事裁判所(ICC)がかろうじて成立したのは、2003年になってからであった。また、ドイツ法についても、Rottleitner=1987のようなナチス法への根本的な反省が現れたのは、ずいぶん後になってからのことであった。

第三に、経済的な要因として、戦争による破壊と、重化学工業化の経済成長政策がある。加害の過去に取り組む前に生存の危機があり、ようやく復興の兆しが見えてからは、冷戦を前提に、東西双方で経済成長第一政策が追求され、過去の問題は、さらに後回しにされてしまったのである。

第四に、文化的要因として、ナショナリズムによる社会統合の継続がある。冷戦のもとの分断時代には、自由民主主義あるいは共産主義、冷戦後の統一時代では、「ホロコースト・アイデンティティ」(佐藤2008)が、中心であったとしても、ドイツというネーションすなわち民族としてのアイデンティティが社会統合の中心にあったことに、変わりはない。筆者は、新部族主義の視点から、ネーションを前提とするナショナリズムによっては、ネーションの罪は超えられないと考える。ハーバーマスの憲法愛国主義、とりわけヨーロッパ統合に関連しての議論は、筆者のそのような視点とは異なるが、は、ナショナリズムを超えようとするひとつの方向であろう。(28)

しかし、冷戦後のいわゆるグローバル化の進展の加速によって、以上のような、過去の克服を制約していた条件そのものが変化してきた。ネーションの壁があらゆる方面から超えられつつあり、それは、過去の正義回復の問題に関しても、ナチスに協力した多国籍企業の罪が問われる「ホロコースト正義」

(Bazyler 2003)の状況として現れてきたのである。

注

(1) 筆者が読んだのは、『ハ・アレッツ (Haaretz)』紙英語版であったと思われる。インターネットで確認すれば、Haaretz.comの2008年3月2日号に記事があり、発言をしたのは、マタン・ヴィルナイ国防次官 Deputy Defense Minister Matan Vilnaiで、次のような発言があったのは、2月29日金曜の軍のラジオ (Army Radio) であった。「[ガザからイスラエルへの]カッサム・ロケット攻撃が強化され、ロケット砲の射程が長くなるようなら、[パレスチナ人は]自分たち自身に、より大規模なショアを招くことになる。なぜならわれわれは、われわれ自身の防衛のために全戦力を用いるつもりだからだ。」

(<http://www.haaretz.com/hasen/spages/959532.html> 2008年7月9日取得) なお、同じ記事は、「マタン・ヴィルナイ国防次官は、ヘブライ語でホロコーストあるいは災厄を意味する『ショア』という言葉で威嚇するところまで踏み込んだ。この言葉はナチのホロコーストを意味するものとして通常は用いられるが、ヴィルナイのスポークスマンは、国防次官は『災厄』の意味で使ったのであり、『ジェノサイドをほのめかすいかなる意図もない。』と述べた。」(同上記事)と、伝えている。言葉が語られる文脈を離れた辞書的な語釈としてこのような弁明は可能ではあるが、BBCNewsが伝える次のような周囲の反応から見て、それが苦しいものであることは間違いない。「エルサレムのBBC記者カーチャ・アドラー (Katya Adler) は、次のように伝えている。ヴィルナイの同僚の多くは、そのコメントを聞いて、自分たちの立場とは異なるものとしてすばやく一線を画した。同時に、反響を沈めようとして、それはジェノサイドの意味じゃないと言った。」

(http://209.85.175.104/search?q=cache:xCLKYAFEWvkJ:news.bbc.co.uk/mobile/i/news/mid_east/mideast/727/72706/story7270650c.wml%3Fifs%3D1+shoa+vilnai&hl=ja&ct=clnk&cd=9 2008年7月9日取得) なお、通信社のロイターも2月29日付で、「『ショア』ということばは、イスラエルではナチによるユダヤ人へのホロコーストを議論する時以外に使われることはないが、政府スポークスマンは、ヴィルナイが『災厄』という意味で使っただけだ、と述べた。」と解説している。

(<http://www.reuters.com/article/worldNews/idUSL2868601720080229?pageNumber=2&virtualBrandChannel=0> 2008年7月9日取得)

(2) もとよりこの記憶をめぐって激しい政治闘争＝ポリティクスが行われていることは言うまでもない。この点をイスラエル建国の歴史的経緯からみごとに解明したものとして、Segev 1991があるが、端的なまとめとして、その

pp. 516-517 を参照。なお、その後のポスト・シオニズム状況を踏まえた指摘として、セゲフ 2004=2001:204 を参照。また、奥山 2002 の第 3 章「記憶とアイデンティティ」、Wolffsohn 1988=1995 の第 3 章「ホロコーストとユダヤ人」をも参照。イスラエルのユダヤ系作家の述懐として、たとえば 1995 年に書かれたものではあるが、Grossman 2003=2004:18-24 に収録された「ホロコーストの記憶をはこぶ伝書鳩」を参照。なお、最近のイスラエル人の発言としては、インタビューに答えたイラン・パペの次のような批判的な発言があつて、やはりホロコースト・アイデンティティの重要性が強調されている。「イスラエルでは、アラブ人やパレスチナ人をナチス視して、そのような人々に対する犯罪的な政策を正当化するために、ホロコーストの記憶が濫用されていることは、最も嘆かわしい歴史の濫用だ。」Apostolis Fotiadiadis, “‘Occupiers cannot also be liberal’: An Interview with Ilan Pappé,” *The Electronic Intifada*, 21 June 2008, (<http://ilanpappe.com/?p=74#more-74> 2008 年 7 月 9 日取得)。

(3) イスラエル側の歴史家によってこの点が認識され、議論されるようになったのは、ようやく 1990 年代に入ってからのことである。動向整理としてさしあたり、金城 2007、2008 を参照。

(4) ホロコーストの記憶がイスラエル国家のシオニズムと結びつけられて、イスラエル国家への批判的視点を失ってしまう危険性については、早くからハンナ・アレントが指摘しており、とりわけホロコーストの独自性を強調するショーレムとの間で、ホロコーストの独自性論争として展開されていた (Fine 2007)。これは、ドイツでは、まったく違った視点から、ジェノサイドという歴史現象の普遍性をとくノルテらに対して、ハーバーマスらがドイツの個別具体性にこだわって責任を問う批判を行うという歴史家論争の形をとった (Piper 1987=1995)。それは、ドイツ統一後には、いわゆるゴールドハーゲン論争となつて、形を変えて継続した。これについては、さしあたり、Wippermann 1997=1999 を参照。なお、ゴールドハーゲン論争には、後述のフィンケルスタインも、ゴールドハーゲンの独善的議論をつく反シオニズムのユダヤ人という立場から参加している (Finkelstein & Birn 1998)。さらに日本では、ランズマンの映画『ショア』や、ハリウッド映画『シンドラーのリスト』の受容をめぐって、ホロコーストの普遍的意義を押さえたうえで、シオニズム礼賛つながることに警告をならす議論が行われた。高橋 1995、岩崎 1994 を参照。なお、この両者の間で、アレントの西洋中心主義、シオニズムへの親和的性格をめぐって、論争が行われた。これについては、高橋、前掲書を参照。最近では、黒岩 2007 のように、これらの論争に触れることなく、アレントのナショナリズム的側面のみを拡大して、日本というネイションの自覚を持とうと呼びかける、ネオ・ナショナリズム的な議論さえ現れている。ナチズムやスターリニズムなどの全体主義

の問題とあわせて、さらに国民国家と普遍的な人権保障の制度的保障の問題にまで、その哲学的・思想史的基礎にさかのぼって、果敢に取り組んだアレントは、いまや、後述のコスモポリタニズムとナショナリズムをめぐる議論の台風の目になりつつある。たとえば、Fine 2007、またフランスでの 参照。

(5) だが、イラン・パペは、シオニズムを批判するその「民族浄化」論が反響を呼び、右派の過激派から家族ともども脅迫を受けたために、2007年、イスラエルのハイファ大学を辞して、イギリスの大学に移らざるをえなくなった。Ilan Pappé: “I am not a traitor,” June 17th, 2008, published in interviews with Ilan Pappé (<http://ilanpappe.com/?p=60#more-60> 2008年7月9日取得)。

(6) なお本稿は、2008年5月25日に千葉大学で行われた日本中東学会での報告をもとにしている。それに先立って同年3月には大阪大学世界言語研究センターを中心とする国際シンポジウム・パレスチナ班ワークショップ、さらに4月には、早稲田大学で行われたイスラム人口論研究会でもほぼ同趣旨の報告を行った。有益な討論への参加者の方々に感謝したい。また、本稿の基礎となる現地調査については、岡野内 2008 を参照。

(7) 米山リサ氏は、「歴史的損傷のリドレス—補償、是正、もとに戻すこと—への試みについて、アメリカ合州国の多文化的、多人種的脈絡において考える」(米山 2003:158) とする、氏の著書の「旅する記憶・感染する正義—世界正義のアメリカ化とリドレス(補償)」と題する第5章の中で、「リドレス」ということばを導入して、第二次世界大戦中の日本の戦争犯罪や人道に対する罪への関心の高まりと、新たな補償請求の動きについて、興味深い整理を試みている。そこでは、それによる「世界正義のアメリカ化」が、「合州国を世界の平和と人道の管理人として再構築」する危険にもかかわらず、「その同じプロセスが、新しい正義の代理主体を育み、合州国の帝国主義的暴力とレイシズムをその国境の内外に示し、多元的な人々のトランスナショナルな提携のもとに、反植民地主義的で、反人種主義的な新しい公共性の数々を生み出すことになるかもしれない」という展望を示している(同上書:192)。本稿も、同様の視点に立ち、アメリカ化したホロコーストに関するリドレスの動きを批判しつつ、その中から、パレスチナ問題を解決する公共性を展望しようとするものにほかならない。なお、アメリカでのリドレスの関連文献としては、Martin & Yaquinto (eds.) 2007、より国際法一般に関するものとして、Bottiglierio 2004などを参照。

(8) この点は、日本でのパレスチナ問題の歴史的研究の中では、一貫して強調されてきた。最近の通史として、奈良本 2005 の叙述を参照。ナチズムとシオニズムとの微妙な協力関係については、Segev 1991、さらにヨーロッパのファシズム的運動全体とシオニズムとの関連についても詳しい、Brenner 1983=2001

などを参照されたい。1947年の国連分割決議にあたって、ヨーロッパのホロコースト難民の救済問題と、委任統治領パレスチナでの民族自決の問題をリンクして、難民移住を前提としたユダヤ国家とアラブ国家をパレスチナに建設するという議論の立て方についての当時の批判と議論の状況については、さしあたり、岡野内 1988 を参照。1961年のアイヒマン裁判を経て、とりわけ1967年以来の西岸とガザ地区への占領地支配のもとで、イスラエルがホロコースト・アイデンティティを強調しだしたことについては、前注(2)の諸文献などを参照。

(9) たとえば、パレスチナ問題の本質は、領土問題だ、とする安部 2004 や、パレスチナ難民の補償問題に関する Fischbach 2006 も、このような最近の和平交渉の枠組みでの議論と言えよう。早尾 2008 は、このような二国家案の枠組みの破綻という状況を強調している。そこでは、マルチン・ブーバーやハンナ・アレントからエドワード・サイードに至る二民族一国家のバイ・ナショナリズムの系譜を検討したうえで、イスラエル建国以後のパレスチナ問題の経緯を見るならば、そもそも民族や国家という概念に依拠した解決策が、現実の暴力と不正義の前に破たんしてきたと指摘されている。

(10) 1999年12月にジョージタウン大学の Maysam Farouqi 教授を中心に、アメリカの首都ワシントン D.C. で結成された「パレスチナ人財産返還および帰還評議会 (Council for Palestinian Restitution and Repatriation (CPRR)) が、アメリカ、イギリス、パレスチナ自治政府、そして関連国際機関に対して、パレスチナ人の財産返還と補償、帰還の権利を求める署名運動を展開した。その法律顧問 (Legal Advisory Board) には、Susan Akram, Cherif Bassiouni, Francis Boyle (シカゴ大学国際法教授), Abdeen Jabara, Anis F. Kasim, Albert Mokhiber, Allegra Pacheco, John Quigley, George Salem, Thomas Stouffer, Adrien Wing など、顧問 (Advisory Board) には、Haidar Abudul Shaft, Ibrahim Abu Lughod, Salman Abu Sittah, Basel Aql, Naseer Atari, Hanan Ashrawi (元パレスチナ自治政府教育大臣), Noam Chomsky, Burhan Dajani, Abulhuda Farouki, Norman Finkelstein, Muhammad Hallaj, Shafiq al-Hout, Ali Jarbawi, Said Khoury, Clovis Maksoud, Fouad Moughrabi, Ilan Pappé, Abdel Muhsin Qattan, Hasib Sabbagh, Edward Said, Raji Sourani などの名があり、アメリカで活動するパレスチナ・アラブ人やユダヤ人の研究者の名前が多く見える。Curtis 2000, Muzher 2000 などを参照。

(11) 方法論的ナショナリズム批判については、Beck 2002 などの一連の諸論文や著書、さらに Chernilo 2007 を参照。

(12) コスモポリタニズムについても膨大な文献があるが、さしあたり、Fine 2007, Douzinas 2007 などを参照。

(13) ヨーロッパのユダヤ人のアイデンティティについては、いわゆるユダヤ人問題関連の文献、さらに、前傾の(2)を参照。パレスチナのアラブ人のアイデンティティについては、そのパレスチナ・ナショナリズムの起源を可能な限り実証的にさかのぼって検討した Khalidi 1997 を参照。また、エドワード・サイードの自伝である、Said 1999=2001 も参照。

(14) 先住民のパースペクティブから、ナショナリズムを超える国際秩序を展望するものとして、Stewart-Harawira 2006 を参照。それは、Hardt & Negri 2000, 2004 の国民国家あるいは主権論批判に強く影響を受けている。

(15) 岡野内 2006 で提起した論点を、さらに、平和構築との関連では、2007年11月10日に韓国済州大学校で行われた日本平和学会秋季研究集会、さらに沖縄開発問題との関連では、2007年11月25日に沖縄大学で行われた国際開発学会全国大会などで報告した。また、新部族主義の視点から、ナショナリズムと暴力の問題について、岡野内 2009 (刊行予定) を執筆した。

(16) ニュージーランドについて、さしあたり、岡野内 2006 を参照されたい。また、このような筆者の新部族主義の立場は、ナショナリズムのみならず、コスモポリタニズム、そして Hardt & Negri 2000, 2004 のマルチチュード論に対してもなにがしかの批判的な論点をほらむことになる。この点についても岡野内 2009 を参照されたい。

(17) ある集団を特定した虐殺あるいは抹殺は、第二次世界大戦後のジェノサイド条約によって、ジェノサイドと呼ばれるようになったが、そのジェノサイドの原因を解明し、防止に役立てようとするジェノサイド研究が、ユダヤ民族に独自の苦難という意味をまわりつかせるホロコーストあるいはショアの研究と融合し、比較ジェノサイド研究として発展してきたのは、ようやく21世紀に入ってからのことである。この点については、「ジェノサイド研究の展開 (Comparative Genocide Studies)」研究プロジェクトのサイト、とりわけ2004年3月に行われたシンポジウム「ジェノサイド研究の最前線」における石田勇治氏の報告「比較ジェノサイド研究の射程」

(http://www.cgs.c.u-tokyo.ac.jp/symposia/s_2004_03_27.html 2008年7月10日取得)などを参照。また、松村・矢野編 2007 も参照。

(18) その紆余曲折を経た全体像については、石田 2002、Reichel 2001=2006 が、バランスのとれた叙述を与えてくれる。これらの著作は、ドイツを理想化するものでは決してないが、そのドイツと比べてさえ、いっそう問題が多いと言わざるをえない日本の過去の克服問題についても、示唆するところが多い。

(19) ようやく最近になって、研究が進みつつあるようだ。たとえば、ソ連について、Полян 2002=2008 を参照。

(20) もっとも、このことは、南アフリカの真実和解委員会の実態を理想化するものではない。あくまでも、真相解明の作業の方向性の違いを指摘するものにすぎない。南アフリカの真実和解委員会がかかえる諸問題について、たとえば、Gibson 2004, Graybill 2002, Villa-Vicencio & Verwoerd 2000などを参照。ニュージーランドの先住民の権利に関するワイタングィ審判所が行う調査の場合も、通常の裁判所とは異なる。処罰ではなく、先住民の権利回復とそのため補償が目的となっており、被害者である先住民マオリの子孫はだれでも、過去の権利侵害に関する訴えを起こし、調査を求める権利が保障されている。岡野内 2006 参照。

(21) もっとも、アラブ諸国やイスラーム諸国でホロコースト否定論が人気を持つのは、中東の核保有軍事大国イスラエルがホロコースト被害を強調することへの反発からくるものであることは言うまでもない。アラブ諸国については、Litvak & Webman 2005 参照。イスラエル政府によってマイノリティとして圧迫を受けているイスラエル内のアラブ人村では、ユダヤ人が被害者となったホロコースト教育を受けるアラブ人の子供たちは、非ユダヤ人として自分たちが受ける差別と重ね合わせて、複雑で微妙な反応を見せるが、この点についてのユダヤ人作家による興味深いレポートとして、Grossman 1993=1997「ホロコーストをどう思うか」を参照。邦訳のある Garaudy 1996=1998 も、イスラエルへの反発のあまり、被害者、加害者、傍観者の過去の不正義の記憶と全面的に向き合うという作業（さらに当時の諸資料）を抜きにして、やはりそのような作業抜きで提出されたホロコースト否定論の諸文献に依拠した議論の展開になっていると言わざるをえない。日本も含めて国際的な広がりをもつホロコースト否定論については、日本の歴史研究者たちによっても、それぞれの立場からすでにいねいな批判が行われている。栗原 1997、永岑 2001、2003 を参照。松村・矢野編 2007 のような比較ジェノサイド研究の延長上で、日本の南京大虐殺否定論も視野に入れた虐殺否定論の比較研究をすべき時かもしれない。

(22) 周知のように、18世紀末のイタリアの啓蒙思想家で近代刑法思想の古典とされるベッカリーア 1764=1959 は、刑罰は更生のためにあるという観点から、原理的に死刑を認めていない。生まれた時は平等な人が、犯罪人になったのは、社会の責任であって、社会が責任を持って更生させるとするのが、近代的な考え方だというわけである。

(23) アイヒマン裁判については、Arendt 1965=1969 が古典的な報告と考察である。さらに最近の議論として Fine 2007 とくに CH.6 を参照。

(24) 補償問題については、Hilberg 1997=1997 も参照。

(25) Zweig 2001 , Henry 2007 などを参照。

(26) 日本と韓国の間での賠償に関しても、日韓条約を結んだ当事の韓国が独裁政権であったために、被害国民を代表する正当性の点で、多くの批判を集めことは周知のことであろう。21世紀への転換期になるころから盛んになった韓国国内での日韓条約をめぐる当事の政権関係者やさらには、いわゆる「親日派」への批判は、被害者とその親族からの補償をめぐる根底的な批判を基礎とするものと言えよう。

(27) 戦後ドイツのユダヤ人コミュニティについては、武井 2005 が、すぐれた概観を与えてくれる。なお、西ドイツ時代については、Jelineck 1995=1999 も参照。それぞれ複雑な事情をもつ東ドイツ、そしてオーストリアのユダヤ人コミュニティについて、Maser 1995=1999、Embacher 1995=1999 を参照。

(28) Habermas 1996=2004 などを参照。なお、筆者は、ドイツをはじめヨーロッパ諸国についても、岡野内 2009 で提起した新部族主義的な視点から見れば、ネイションの解体が進みつつあるし、また、積年の領土問題やマイノリティ・先住民問題、さらには戦争や歴史的な植民地化にかかわる過去の不正義の問題解決のために、それを進め、新しい部族的ネットワークの構築をはかるべきと考えているが、この点についての展開は、他日を期したい。

[文献]

- 阿部俊哉, 2004, 『パレスチナ：紛争と最終的地位問題の歴史』ミネルヴァ書房。
- Arendt, Hannah (ハンナ・アーレント), 1965, *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*, revised and enlarged edition, The Viking Press: New York (大久保和郎訳『イェルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』みすず書房, 1969年。
- Barkan, Elazar. 2000. *The Gilt of nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices*, New York: W. W. Norton.
- Beccaria, Cesare (チェーザレ・ベッカリーア), 1764, *Dei Delitti e delle Pene* (風早八十二・風早二葉訳), 『犯罪と刑罰』岩波書店, 1959年(旧版1938年)。
- Bazyler, Michael J., 2003, *Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts*, New York University Press: New York & London.
- Beck, Ulrich, 2002, "The Terrorist Threat: World Risk Society Revisited," *Theory, Culture and Society*, Vol. 19, No. 4. pp. 39-55.
- Bergmann, Werner, Rainer Erb, und Albert Lichtblau (Hg.) (ヴェルナー・ベルクマンほか編), 1995. *Schwieriges Erbe: Der Umgang mit Nationalsozialismus und Antisemitismus in Österreich, der DDR und der*

- Bundesrepublik Deutschland*, Campus Verlag GmbH: Frankfurt/Main (岡田浩平訳『「負の遺産」との取り組み—オーストリア・東西ドイツの戦後比較』三元社、1999年)。
- Bottigliero, Ilaria, 2004, *Redress for Victims of Crimes under International Law*, Leiden: Martinus Nijhoff.
- Brenner, Lenni (レニ・ブレンナー), 1983, *Zionism in the Age of the Dictators*, Routledge: London & New York (芝健介訳『ファシズム時代のシオニズム』法政大学出版局、2001年)。
- Cesarani, David(ed.), 2005, *After Eichmann; Collective Memory and the Holocaust since 1961*, Routledge: London & New York.
- Chernilo, Daniel, 2007, *A Social Theory of the Nation-State: Beyond Methodological Nationalism*, Routledge: London.
- Curtis, Richard H., 2000, “Arab-American Activism: Council for Palestinian Reparation Holds Inaugural Press Conference,” *Washington Report on Middle East Affairs*, Apr. 2000, Vol. 19 Issue 3. (EBSCO より 2008年6月3日取得。)
- Douzinas, Costas, 2007, *Human Rights and Empire: The Political Philosophy of Cosmopolitanism*, Routledge-Cavendish: Abingdon & New York.
- Embacher, Helga (ヘルガ・エムバハー), 1995, (岡田浩平訳「オーストリアにおけるイスラエル信徒集団の国内政治との関わり」), Bergman, et. al. (Hg.), 1999=1995 : 340-360.
- Fine, Robert, 2007, *Cosmopolitanism*, Routledge: London & New York.
- Finkelstein, Norman, 2003, *The holocaust Industry: Reflections on the Exploitation of Jewish Suffering, Second Paperback Edition*. New York: Verso(First Edition, 2000). (ノーマン・G・フィンケルスタイン著 立木勝訳『ホロコースト産業—同胞の苦しみを「売り物」にするユダヤ人エリートたち』三交社、2004年)。
- Finkelstein, Norman G. & Ruth Bettina Birn, 1998, *A Nation on Trial; The Goldhagen Thesis and Historical Truth*, New York: An Owl Book, Henry Holt and Company.
- Fischbach, Michael R., 2006, *The Peace Process and Palestinian Refugee Claims; Addressing Claims for Property Compensation and Restitution*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.
- Garudy, Roger (ロジェ・ガロディ), 1996, *Les mythes fondateurs de la politique israélienne*, Librairie du Savoir, Librairie Roumanie de Paris (木村愛二訳『偽イスラエル政治神話』れんが書房新社、1998年)。

- Gibson, James L. , 2004, *Overcoming Apartheid: Can Truth Reconcile a Divided Nation?* New York: Russell Sage Foundation.
- Graybill, Lyn S. , 2002, *Truth and Reconciliation in South Africa: Miracle or Model?* Boulder: L. Rienner Publishers.
- Grossman, David (デイヴィッド・グロスマン) , 1993, *Sleeping on a Wire: Conversations with Palestinians in Israel*, Translated by Haim Watzman, Farrar, Staraus and Giroux: New York (千本健一郎訳『ユダヤ国家のパレスチナ人』 晶文社、1997年) .
- , 2003, *Death as a Way of Life: Israel Ten Years After Oslo*, Translated by Haim Watzman, Farrar, Staraus and Giroux (二木麻里訳『死を生きながら—イスラエル 1993-2003年』 みすず書房、2004年) .
- Habermas, Jurgen(ユルゲン・ハーバーマス), 1996, *Die Einbeziehung des Anderen; Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp Verlag (高野昌行訳『他者の受容—多文化社会の政治理論に関する研究』 法政大学出版局、2004年) .
- Hardt, Michael & Antonio Negri (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート) , 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire, New York, etc. :Penguin Press* (幾島幸子訳水島一憲他監修『マルチチュード—<帝国>時代の戦争と民主主義』 日本放送出版協会、2005年) .
- (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2000, *Empire*, Cambridge, MA. :Harvard University Press (水島一憲他訳『帝国—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』 以文社、2003年) .
- 早尾貴紀, 2008, 『ユダヤとイスラエルのあいだ—民族/国民のアポリア』 青土社.
- Henry, Marilyn, 2007, *Confronting the Perpetrators: A History of the Claims Conference*, Vallentine Mitchell: Edgware, Middlesex & Portland, Oregon.
- Hilberg, Raul (ラウル・ヒルバーグ) , 1997, *The Destruction of the European Jews, Revised and Updated Edition*, Raines & Raines: New York (望田幸男他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』 (上・下) 柏書房、1997) .
- 石田勇治, 2002, 『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』 白水社.
- 岩崎 稔, 1994, 「防衛機制としての物語—『シンドラーのリスト』と記憶のポリテクス」 『現代思想』 1994年7月号.
- Jelinek, Yeshayahu(イシャヤウ・イリネック), 1995, (岡田浩平訳「ユダヤ人国際組織と西ドイツのユダヤ人協会の政策」 Bergmann et al (hg.) 1995=1999 : 389-412.

- Khalidi, Rashid, 1997, *Palestinian Identity: The Construction of Modern National Consciousness*, Columbia University Press: New York.
- 金城美幸, 2008, 「パレスチナ／イスラエルの『1948年』論争」『Core Ethics』(立命館大学大学院先端総合学術研究科) 4 : 417-426.
- , 2007, 「イスラエルにおける歴史記述とパレスチナ難民問題—ベニー・モリスの歴史記述を中心に—」『Core Ethics』(立命館大学大学院先端総合学術研究科) 3 : 121-132.
- 栗原優, 1997, 『ナチズムとユダヤ人絶滅政策—ホロコーストの起源と実態』ミネルヴァ書房.
- 黒岩一太, 2007, 『ネイションとの再会—記憶への帰属』NTT出版.
- Levy, Daniel & Sznajder, Natan (Translated by assenka Oksiloff). 2006. *The Holocaust and Memory in the Global Age*, Philadelphia: Temple University Press.
- Litvak, Meir and Webman, Esther. 2006. “The Representation of the Holocaust in the Arab World,” in Cesarani (ed.) 2005 : 100-115.
- Martin, Michael T. & Yaquinto, Marylyn (eds.) 2007. *Redress for Historical Injustices in the United States: On Reparations for Slavery, Jim Crow, and their Legacies*, Durham: Duke University Press.
- Maser, Peter (ペーター・マーザア), 1995, (岡田浩平訳「東ドイツの国内政治におけるユダヤ人とユダヤ人協会」Bergmann et al (hg.), 1995=1999:361-388).
- 松村高夫・矢野久編, 2007, 『大量虐殺の社会史—戦慄の20世紀—』ミネルヴァ書房.
- Muzher, Sherri, 2000, “Newly Established Council Palestinian Repatriation launches World-wide Petition Drive,” *Washington Report on Middle East Affairs*, Jul. 2000, Vol. 19 Issue 6. (EBSCOによって2008年6月3日取得).
- 永岑三千輝, 2001, 『独ソ戦とホロコースト』日本経済評論社.
- , 2003, 『ホロコーストの力学—独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』青木書店.
- 奈良本英佑, 2005, 『パレスチナの歴史』明石書店.
- 岡野内 正, 1988, 「1940年代のパレスチナ問題」川端正久編『1940年代の世界政治』ミネルヴァ書房:233-252.
- , 2006, 「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」『アジア・アフリカ研究』382:2-37.

- , 2008, 「現地調査日誌 (パレスチナ)」 『民族紛争の背景に関する地政学的研究 (Liccosec)』 Vol. 1 (平成 19 年度報告書、大阪大学世界言語研究センター発行) :276-283.
- , 2009 (刊行予定), 「<民族>を超える<部族>—『暴力の文化』を克服する公共圏の創出」 佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム』法政大学出版局.
- 奥田暁代, 2005, 「奴隷制度補償運動—謝罪、賠償、記憶」 近藤他 2005:45-86.
- 奥山真知, 2002, 『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東信堂.
- Pappé, Ilan, 2006, *The Ethnic Cleansing of Palestine*. Oxford: Oneworld Publications Limited.
- Piper, Ernst (Hg.) (J・ハーバーマス、E・ノルテほか), 1987, *Historikerstreit; Die Dokumentation der Kontroverse un die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung*, München: R.Piper GmbH & Co. KG.(徳永恂ほか訳『過ぎ去ろうとしない過去—ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院、1995 年).
- Полян, Павел Маркович (パーヴェル・ポリヤーン), 2002, *Жертвы двух диктатур : жизнь, труд, унижение и смерть советских военнопленных и оstarбайтеров на чужбине ина родине*, Москва: РОССПЕН(長勢了治訳『二つの独裁の犠牲者—ヒトラーとスターリンの思うままに迫害された...数百万人の過酷な運命』原書房、2008 年).
- Reichel, Peter(ペーター・ライヒェル), 2001, *Vergangenheitsbewaeltigung in Deutschland: Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute*, Muenchen: Verlag C.H.Beck oHG(小川保博、芝野由和訳『ドイツ過去の克服—ナチ独裁に対する 1945 年以降の政治的・法的取り組み』八朔社、2006 年).
- Rottleuthner,Hubert (フーベルト・ロットロイトナー) (Hg.), 1983, *Recht, Rechtsphilosophie und Nationalsozialismus*, Stuttgart-Wiesbaden: Steiner Verlag(ナチス法理論研究会訳『法、法哲学とナチズム』みすず書房、1987 年).
- Said, Edward W. (エドワード・サイード), 1999, *Out of Place: A Memoir*, Granta Books: London (中野真紀子訳『遠い場所の記憶—自伝』みすず書房、2001 年).
- 佐藤成基, 2008, 『ナショナル・アイデンティティと領土—戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』新曜社.
- Segev, Tom, 1991, *The Seventh Million; The Israelis and Holocaust*, Translated by Haim Watzman, New York: Owl Books, Henry Holt and Company.
- Segev, Tom(セゲフ、トム), 2001, *Elvis in Jerusalem; Post-Zionism and the*

- Americanization of Israel*, Keter Publishing House (脇浜義明訳『エルヴィス・イン・エルサレム—ポスト・シオニズムとイスラエルのアメリカ化』つげ書房新社, 2004).
- Shenhav, Yehouda, 2006, *The Arab Jews: A Postcolonial Reading of Nationalism, Religion, and Ethnicity*, Stanford, California: Stanford University Press.
- Stewart-Harawira, Makere, 2005, *The New Imperial Order: Indigenous Responses to Globalization*, Zed Books: London.
- 高橋哲哉, 1995, 『記憶のエチカー—戦争・哲学・アウシュヴィッツ』岩波書店.
- 武井彩佳, 2005, 『シリーズ・ドイツ現代史Ⅲ 戦後ドイツのユダヤ人』白水社.
- 田村光彰, 2006, 『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理—国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』社会評論社.
- 米山リサ, 2003, 『暴力・戦争・リドレス—多文化主義のポリティクス』岩波書店.
- Villa-Vicencio, Charles, and Verwoerd, Wilhelm. 2000, *Looking Back, Reaching Forward: Reflections on the Truth and Reconciliation Commission of South Africa*, London: Zed Press.
- Wippermann, Wolfgang (ヴォルフガング・ヴィッパーマン), 1997, *Wessen Schuld? Historikerstreit zur Goldhagen-Kontroverse*, Berlin: Elefantent Press Verlag GmbH. (増谷英樹ほか訳『ドイツ戦争責任論争—ドイツ「再」統一とナチズムの過去』未来社, 1999年).
- Wolffsohn, Michael (ミヒャエル・ヴォルフゾーン), 1988, *Ewige Schuld? : 40 Jahre deutsch-juedisch-israelische Beziehungen*, Muenchen: R. Piper GmbH & Co. KG. (雪山伸一訳『ホロコーストの罪と罰—ドイツ・イスラエル関係史』講談社, 1995).
- Yiftachel, Oren, 2006, *Ethnocracy: Land and Identity Politics in Israel/Palestine*, Philadelphia: University Pennsylvania Press.
- Zweig, Ronald W., 2001, *German Reparations and the Jewish World; A History of the Claims Conference, Second Edition*. London & Portland, OR: Frank Cass.
- (本報告は、文部科学省特別教育研究経費による「民族紛争の背景に関する地政学的研究」プロジェクトの助成を受けた研究成果の一部である。)